(13)　介護職員等処遇改善加算(Ⅶ13) 相当する単位数	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の44に
(14)　介護職員等処遇改善加算(Ⅶ14) 相当する単位数	イからヲまでにより算定した単位数の1000分の33に
3　介護予防ケアマネジメント費 イ～ハ　（略）	
（新設）	

3　介護予防ケアマネジメント費 イ～ハ　（略）	
注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。	

附　則

この告示は、令和八年六月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、第十四条及び第十五条の規定は、令和八年八月一日から施行する。

○厚生労働省告示第八十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三第二項第二号及び第六十一条の三第二項第二号の規定に基づき、介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（厚生労働省告示第四百十四号）の一部を次の表のように改正し、令和八年八月一日から適用する。

令和八年三月十三日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後		
介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号イに掲げる者 ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が百二十万円を超えるもの ハ　施行規則第九十七条の三第一号イに掲げる者 ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が百二十万円を超えるもの	ユニット型個室	一日につき千四百七十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千四百七十円
	従来型個室（特養等）	一日につき九百八十円
	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千四百七十円
	多床室Ⅰ（特養等）	一日につき五百三十円
	多床室Ⅱ（老健・医療院）	一日につき五百三十円
	多床室Ⅲ（老健・医療院等）	一日につき四百三十円
ホ・ヘ　（略）		

改正前		
介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる要介護被保険者（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）又は居宅要支援被保険者（法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者をいう。以下同じ。）の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。		
要介護被保険者又は居宅要支援被保険者の区分	居室等の区分	額
一　イ　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号イ又はロに掲げる者 ロ　施行規則第八十三条の五第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超えるもの ハ　施行規則第九十七条の三第一号イ又はロに掲げる者 ニ　施行規則第九十七条の三第一号ニに掲げる者であって、同号イに規定する公的年金等の収入金額等が八十万九千円を超えるもの	ユニット型個室	一日につき千三百七十円
	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百七十円
	従来型個室（特養等）	一日につき八百八十円
	従来型個室（老健・医療院等）	一日につき千三百七十円
	多床室Ⅰ（特養等）	一日につき四百三十円
	多床室Ⅱ（老健・医療院）	一日につき四百三十円
	多床室Ⅲ（老健・医療院等）	一日につき四百三十円
ホ・ヘ　（略）		